

奈良市長等政治倫理条例（案）と奈良市議会議員政治倫理条例（案）の条文対比表

<H24. 4. 11 現在>

	奈良市長等政治倫理条例(案)	奈良市議会議員政治倫理条例(案)
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることにかんがみ、その受託者たる市長及び副市長（以下「市長等」という。）が市民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市民も主権者としての自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、奈良市議会議員(以下「議員」という)が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
市民の責務	<p>(市長等及び市民の責務)</p> <p>第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理を保持し、市民に対し、自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として公共の利益を図る自覚を持ち、市長等に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうようなことがあってはならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条第1項第3号に規定する工事等の指名または選定の依頼 (2) 市職員の採用に関する推薦または紹介の依頼 (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄付行為 (4) 飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為 (5) その他、その地位による影響力を不正に行史させるような働きかけ
政治倫理基準	<p>(政治倫理規準)</p> <p>第3条 市長等は、次の各号に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるような恐れのある行為をしてはならない。 (2) 議員は、刑法上の規定による贈収賄罪に該当するか否かを問わ

	<p>(3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。次条第1項において同じ。）の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約及び指定管理者の指定に関して特定の業者を紹介・推薦し、又は妨害・排除する等の働きかけをしないこと。</p> <p>(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(5) 政治活動に関して会社その他の団体（政党その他の政治団体を除く。）から寄附等を受けないものとし、後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>2 市長等は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>ず、その職務の公正を疑わせるような金品等の授受の行為をしてはならない。</p> <p>(3) 議員は、市、及び市の出資法人（市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、及び市と密接な関係にあると認められる法人をいう。以下同じ。）が関係する公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（以下「工事等」という）並びにこれらの下請けに関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。</p> <p>(4) 議員は、市が行う許認可等の処分や指定管理者の指定に関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。</p> <p>(5) 議員は、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用、並びに市職員の昇格、異動の人事に関して推薦、紹介等の関与をしてはならない。</p> <p>(6) 政治活動に関して法人その他の団体（政党その他の政治団体を除く。）から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせてはならない。</p> <p>(7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。</p> <p>(8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。</p> <p>(9) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。</p> <p>2 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第7条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。</p>
請負契約	<p>（請負契約等に関する遵守事項）</p> <p>第4条 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第142条及び第166条第2項の規定の趣旨を尊重して、市長等が役員をしている会社若しく</p>	<p>（市の工事等の契約に関する遵守事項）</p> <p>第5条 議員の配偶者並びに3親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、第4条</p>

	<p>は実質的に経営に関与している会社又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社に対し、市の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約（以下「請負契約等」という。）及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項において「市長等が実質的に経営に関与している会社」とは、次の各号に掲げるいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市長等が主要な資産を提供している会社</p> <p>(2) 市長等が年額100万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を得ている会社</p> <p>(3) 市長等が経営方針又は主要な取引に関与している会社 (辞退届の提出及び公表)</p> <p>第5条 市長等は、前条に規定する会社があるときは、責任をもって辞退届を市長に提出するよう努めなければならない。</p> <p>2 提出期限は、任期開始の日から30日以内とする。</p> <p>3 市長は、辞退届の提出状況を公表しなければならない。 (請負契約等の締結)</p> <p>第6条 市は、第4条に規定する会社と請負契約等を締結し、又は指定管理者の指定をしてはならない。ただし、災害等により緊急を要するとき、又は行政執行に著しい支障が生じるときは、この限りでない。</p>	<p>第1項第3号に規定する工事等の直接契約について辞退しなければならない。</p> <p>2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。</p> <p>3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に市議会議長（以下「議長」という）に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>5 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。</p>
<p>資産報告書</p>	<p>(資産等報告書の提出)</p> <p>第7条 市長等は、その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等（外国にあるものを含む。）について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨</p>	

	<p>(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額</p> <p>(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。））にあつては、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券）に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量</p> <p>(7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称</p> <p>(8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額</p> <p>(9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額</p> <p>2 市長等は、その任期開始の日後毎年12月31日において、前項の規定により作成した資産等報告書又はこの項の規定により作成した資産等変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、前項各号に掲げる資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等変更報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。</p>	
所得等報告書	<p>(所得等報告書の提出)</p> <p>第8条 市長等（前年1年間を通じて市長等であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったもの）にあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長と</p>	

	<p>なったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間) に作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)</p> <p>ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額</p> <p>(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)</p>	
<p>関連会社等報告書</p>	<p>(関連会社等報告書の提出)</p> <p>第9条 市長等は、毎年、4月1日において報酬(金銭による給付をいう。)を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間) に作成し、市長に提出しなければならない。</p>	
<p>資産等報告書</p>	<p>(資産等報告書等)</p> <p>第10条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等変更報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書を総称して、以下「資産等報告書等」という。</p>	
<p>資産報告書等</p>	<p>(資産等報告書等の審査及び閲覧)</p>	

<p>の審査及び閲覧</p>	<p>第11条 市長は、資産等報告書等が提出されたときは、その写しを奈良市政 治倫理審査会条例（平成〇年奈良市条例第〇号）により設置された奈良市政 治倫理審査会（以下「審査会」という。）に送付し、審査を求めるとともに、 これを市民の閲覧に供しなければならない。 2 資産等報告書等の閲覧及び保存期間は、閲覧開始の日から5年間とする。 3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用 しなければならない。</p>	
<p>宣誓書</p>		<p>（宣誓書の提出） 第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期 開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなけれ ばならない。 2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速 やかに公表しなければならない。</p>
<p>市民の調査請 求</p>	<p>（市民の調査請求） 第12条 市民は、市長等が第3条第1項に規定する政治倫理規準若しくは第 5条第1項に規定する辞退届の提出義務に違反し、又は第7条から第9条ま でに規定する資産等報告書等に不実記載の疑いがあると思料するときは、こ れを証する資料を添えて、市長に対し、書面で調査を請求することができる。 2 前項の請求があったときは、市長は、調査請求書（添付資料を含む。）の 写しを遅滞なく審査会に送付し、調査・審査を求めなければならない。 3 市長等は、審査会の調査に協力しなければならない。</p>	<p>（市民の調査請求権） 第7条 市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認め るときは、これを証する書面を添え、議員3名以上の紹介、又は地方自 治法第18条に定める選挙権を有する者の100人以上の連署ととも に、文書で議長に調査を請求できる。 2 議長は、前項の規定による請求を受けたときは、10日以内にその書面の 写しを添えて奈良市政治倫理審査会条例（平成〇年奈良市条例第〇条）に基 づき設置する奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という）に調査を求め るものとする。</p>
<p>審査会</p>		<p>（審査会の調査） 第8条 審査会は、第7条第2項の規定により調査を求められたときは、当該 事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出し なければならない。 2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、 10日以内に請求者に文書で回答するとともに、速やかに公表しなけれ ばならない。 3 審査会は、第1項の調査を行うため、関係者から資料の提出を求め、 事情聴取を行うことができる。</p>
<p>違反行為に対</p>		<p>（遵守事項の違反行為に対する措置）</p>

<p>する措置</p>		<p>第9条 議員が第4条に違反している疑いがある場合、議長は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により調査した結果、第4条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、市長は、当該契約を締結してはならない。この場合において、市長は、その旨を公表するものとする。</p>
<p>審査会における資産報告書</p>		<p>(資産報告書の提出)</p> <p>第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、資産報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、これを市民に公開する。</p>
<p>協力義務</p>		<p>(議員の協力義務等)</p> <p>第12条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席し意見を述べなければならない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、公務所及び公私の団体等に照会して実態を明らかにするものとする。</p> <p>3 審査会は、議員が虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。</p>
<p>公表</p>		<p>(調査結果等の公表)</p> <p>第13条 条例第6条2項、第8条2項、第9条2項、第11条2項、第12条3項の公表は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>(1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する方法</p> <p>(2) その他議長が適当と認める方法</p>
<p>説明会 (起訴前)</p>	<p>(逮捕後の説明会)</p> <p>第13条 市長等が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める罪及び公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定める罪その他刑事犯の容疑により逮捕されたときは、市民に対する説明会の開催を市長に求めることができる。</p> <p>2 前項の説明会を求められたときは、市長は、捜査に支障が生じない限り、説明会を開催しなければならない。</p> <p>3 説明会が開催されないときは、市民は、地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者100人以上の連署をもって、説明会の開催を市長に請求する</p>	

	<p>ことができる。</p>	
<p>説明会 (起訴後)</p>	<p>(起訴後の説明会) 第14条 前条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。 2 前項の場合において、説明会の開催請求は、市長等が起訴された日から50日以内にしなければならない。</p>	<p>(贈収賄罪による起訴後の説明会) 第10条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪 により起訴され、なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員の請求により、市民に対する説明会を開催し、当該議員に出席、釈明させるものとする。 2 前項の説明会開催請求は、起訴された日から50日以内にしなければならない。</p>
<p>説明会 (有罪判決後)</p>	<p>(一審有罪判決後の説明会) 第15条 第12条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により一審で有罪判決を受けた後、引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。 2 前項の場合において、説明会の開催請求は、判決の宣告があった日から30日を経過した日以後、20日以内にしなければならない。</p>	
<p>委任</p>	<p>(委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>